

# 破綻金融機関の処理のために講じた 措置の内容等に関する報告

平成22年12月

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律  
第5条の規定に基づき、この報告を国会に提出する。

## 目 次

|      |                                      |   |
|------|--------------------------------------|---|
| I    | はじめに                                 | 1 |
| II   | 管理を命ずる処分等の状況                         | 1 |
| III  | 預金保険機構による主な資金援助等の実施状況及び公的資金の使用状況     |   |
| 1.   | 預金保険機構による主な資金援助等の実施状況                |   |
| (1)  | 金銭の贈与                                | 3 |
| (2)  | 資産の買取り                               | 3 |
| (3)  | 優先株式等の引受け等                           | 4 |
| 2.   | 公的資金の使用状況                            |   |
| (1)  | 一般勘定                                 | 5 |
| (2)  | 金融再生勘定                               | 5 |
| (3)  | 金融機能早期健全化勘定                          | 6 |
| (4)  | 危機対応勘定                               | 6 |
| (5)  | 金融機能強化勘定                             | 6 |
| [参考] |                                      |   |
| ○    | 公的資本増強行に対する取組み                       |   |
| 1.   | 金融機能早期健全化法等に基づく<br>経営健全化計画に係るフォローアップ | 8 |
| 2.   | 金融機能強化法に基づく<br>経営強化計画に係るフォローアップ      | 8 |

# 破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告

平成22年12月

## I はじめに

本報告は、政府が破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容その他金融機関の破綻の処理の状況について、平成22年4月1日以降9月30日までの間を中心として取りまとめたものであり、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（以下「金融再生法」という。）第5条の規定に基づき、国会に提出するものである。

金融機関の破綻処理に関しては、これまでも適時・適切に所要の措置を講じること努めてきたところである。今後とも政府としては、我が国の金融システムの一層の安定の確保に万全を期してまいる所存である。

## II 管理を命ずる処分等の状況

（１）日本振興銀行については、平成22年5月27日に発出された一部業務停止命令及び業務改善命令を踏まえ、経営改善に取り組んでいたところであるが、同年9月10日、日本振興銀行より、預金保険法第74条第5項の規定に基づき、「その財産をもって債務を完済することができない」旨の申出がなされた。

（２）当該申出及び日本振興銀行の財務状況を踏まえ、預金保険法第74条第1項の規定に基づき、金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分（以下「管理を命ずる処分」という。）が行われた。また、同日、資産劣化の防止等財産の保全を図るとともに、預金者等の間の公平を図るため、銀行法第26条第1項の規定に基づき、一部業務停止命令及び業務改善命令が出された。

（注）当該管理を命ずる処分に際し、同日、日本振興銀行に対し、弁明の機会が付与されている。

(3) 当該管理を命ずる処分と同時に、預金保険法第77条第2項の規定に基づき、預金保険機構が日本振興銀行の金融整理管財人として選任された。

(4) また、同日、預金保険法第80条の規定に基づき、金融整理管財人に対して、当該被管理金融機関の業務及び財産の状況等に関する報告並びにその経営に関する計画の作成及び提出が命じられた。

(5) なお、日本振興銀行は、同日、東京地方裁判所に対し、民事再生手続開始の申立てを行うとともに、併せて保全処分の申立て等を行い、同日、同裁判所より保全処分命令が発令され、同月13日に再生手続開始の決定が行われた。

また、同月10日、預金保険法第79条第1項の規定に基づき、当該管理を命ずる処分をした旨が東京地方裁判所に通知され、東京法務局にその登記が嘱託されるとともに、同月27日、同法第74条第4項及び第77条第4項の規定に基づき、当該管理を命ずる処分に係る公告及び金融整理管財人選任に係る公告がそれぞれ官報により行われた。

(6) 日本振興銀行は、貸金業者からの債権買取りを増加させるとともに、親密な大口与信先に対する急激な業容拡大を図るという特異なビジネスモデルの下で、それに見合った十分な与信審査管理を行わなかった結果、多額の追加引当金が必要となったものである。

(7) 日本振興銀行の預金については、預金保険制度に基づき、預金者一人当たり元本1,000万円までとその利息の合計額が保護される。預金保険制度で保護される預金については、その確定のための作業（いわゆる名寄せ）が行われ、同月13日より払戻しが行われている。

また、預金者一人当たり元本1,000万円を超える部分とその利息については、日本振興銀行の財産の状況に応じ、民事再生手続の下で作成される再生計画に従って弁済が行われることとなるが、預金者の利便性を確保する観点から、預金保険制度の概算払制度により、預金保険機構が早期に概算払率に基づく払戻しを行う予定とされている。

(8) また、日本振興銀行の融資については、金融整理管財人に対し、善意かつ健全な借り手への融資についてきめ細かな対応を図るよう要請が行われた。さらに、日本振興銀行が業務を行っている地域の金融及び経済の安定のため、関係機関に対しても信用供与の円滑化のため万全の対応を行うよう要請が行われ、政府系金融機関や信用保証協会等において

対応が行われている。

- (9) 同月10日、日本振興銀行と、預金保険機構の全額出資により設立された第二日本承継銀行との間で、事業譲渡に関する基本合意が締結された。同日、預金保険法第91条第1項第2号の規定に基づき、第二日本承継銀行が日本振興銀行から業務を引き継ぐため事業の譲受け等を行うべき旨の決定が行われた。

なお、第二日本承継銀行へ業務が引き継がれた後、最終的な受皿金融機関等に引き継ぐことを想定している。

(注) 第二日本承継銀行が日本振興銀行の事業の譲受け等を行うべき旨の決定については、〔参考Ⅱ〕参照。

### Ⅲ 預金保険機構による主な資金援助等の実施状況及び公的資金の使用状況

#### 1. 預金保険機構による主な資金援助等の実施状況

##### (1) 金銭の贈与

預金保険機構による資金援助のうち、破綻金融機関から事業譲渡等を受ける救済金融機関等に対する金銭の贈与は、報告対象期間中には行われていない。

なお、金銭の贈与の額は、これまでの累計で18兆8,648億円となっており、このうちペイオフコストの範囲内の金銭の贈与の額は7兆4,529億円、ペイオフコストを超える金銭の贈与の額は11兆4,119億円となっている。

ペイオフコストの範囲内の金銭の贈与は、預金保険機構の一般勘定で経理され、金融機関からの保険料をその財源としている。なお、ペイオフコストを超える金銭の贈与は、預金保険機構の特例業務勘定で経理され、金融機関からの特別保険料及び特例業務基金に交付された国債をその財源としていたが、特例業務勘定は平成14年度末に廃止され、同勘定に属する資産及び負債は一般勘定に帰属している。

##### (2) 資産の買取り

預金保険機構による資金援助のうち、破綻金融機関からの資産の買取りは、報告対象期間中には行われていない。

なお、資産の買取りの額は、これまでの累計で6兆4,662億円となっている。

破綻金融機関からの資産の買取りは、従来は特例業務勘定で経理されていたが、同勘定廃止後は一般勘定で経理されており、預金保険機構は同勘定において、政府保証付借入れ等で調達した資金を用いて、買取りを委託した整理回収機構に対して貸付けを行っている。

### (3) 優先株式等の引受け等

- ① 預金保険機構による金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律（以下「金融機能早期健全化法」という。）に基づく株式等の引受け等の額は、これまでの累計で8兆6,053億円となっている。

金融機能早期健全化法に基づく株式等の引受け等は、金融機能早期健全化勘定で経理されており、預金保険機構は同勘定において、政府保証付借入れ等で調達した資金を用いて、株式等の引受け等を委託した整理回収機構に対して貸付けを行っている。

（注）金融機能早期健全化法に基づく株式等の引受け等の申請は、平成13年3月31日（特定協同組織金融機関等については平成14年3月31日）までとなっている。

- ② 預金保険機構による預金保険法第107条第1項の規定に基づく株式等の引受け等の額は、これまでの累計で1兆9,600億円となっている。

預金保険法第107条第1項の規定に基づく株式等の引受け等は、危機対応勘定で経理されており、預金保険機構は同勘定において、政府保証付借入れ等で調達した資金を用いて引受け等を行っている。

- ③ 預金保険機構による金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法（以下「組織再編成促進特別措置法」という。）に基づく優先株式等の引受け等の額は、これまでの累計で60億円となっている。

組織再編成促進特別措置法に基づく優先株式等の引受け等は、金融機関等経営基盤強化勘定で経理されていたが、平成16年度末に同勘定は廃止され、同勘定に属する資産及び負債は金融機能強化勘定（下記④参照）に帰属している。

（注）組織再編成促進特別措置法に基づく優先株式等の引受け等の申請は、平成16年7月31日までとなっている。

- ④ 預金保険機構による金融機能の強化のための特別措置に関する法律（以下「金融機能強化法」という。）に基づく株式等の引受け等の額は、これまでの累計で3,495億円となっている。

金融機能強化法に基づく株式等の引受け等は、金融機能強化勘定で

経理されており、預金保険機構は同勘定において、政府保証付借入れ等で調達した資金を用いて、株式等の引受け等を委託した整理回収機構に対して貸付けを行っている。

(注) 金融機能強化法に基づく株式等の引受け等の申請は、平成20年3月31日までとなっていたが、平成20年12月の同法の改正により、平成24年3月31日までとなっている。

## 2. 公的資金の使用状況

### (1) 一般勘定

#### ① 勘定の性格

一般勘定は、ペイオフコストの範囲内の一般資金援助等の業務を経理することとされている。一般勘定の資金は、金融機関から徴収する保険料（平成22年度の保険料率は決済用預金0.107%、一般預金等0.082%）と政府保証による民間金融機関等からの借入れ又は預金保険機構債の発行で賄うことができるとされている。

#### ② 政府保証付借入れ等の残高

一般勘定の借入金等の残高は、平成22年9月末で2,045億円（民間金融機関等借入金2,045億円）となっている。

(注) 特例業務勘定（ペイオフコストを超える特別資金援助等を経理）は平成14年度末において廃止され、同勘定の借入金残高3兆873億円は一般勘定に引き継がれた。

### (2) 金融再生勘定

#### ① 勘定の性格

金融再生勘定は、特別公的管理銀行に対する損失の補てん、健全金融機関等の資産の買取りを行う整理回収機構への貸付け等の業務を経理することとされている。金融再生勘定の資金は、政府保証による民間金融機関等からの借入れ又は預金保険機構債の発行で賄うことができるとされている。

#### ② 政府保証付借入れ等の残高

金融再生勘定の借入金等の残高は、平成22年9月末で1兆8,875億円（民間金融機関等借入金2,375億円、預金保険機構債1兆6,500億円）となっている。

### (3) 金融機能早期健全化勘定

#### ① 勘定の性格

金融機能早期健全化勘定は、金融機能早期健全化法に基づく株式等の引受け等に係る整理回収機構への貸付け等の業務を経理することとされている。金融機能早期健全化勘定の資金は、政府保証による民間金融機関等からの借入れ又は預金保険機構債の発行で賄うことができることとされている。

#### ② 政府保証付借入れ等の残高

金融機能早期健全化勘定の借入金等の残高は、平成22年9月末で7,000億円（預金保険機構債7,000億円）となっている。

### (4) 危機対応勘定

#### ① 勘定の性格

危機対応勘定は、預金保険法第40条の2第2号に掲げる業務等を経理することとされている。危機対応勘定の資金は、政府保証による民間金融機関等からの借入れ又は預金保険機構債の発行で賄うことができることとされている。

#### ② 政府保証付借入れ等の残高

危機対応勘定の借入金等の残高は、平成22年9月末で1兆7,317億円（民間金融機関等借入金4,317億円、預金保険機構債1兆3,000億円）となっている。

### (5) 金融機能強化勘定

#### ① 勘定の性格

金融機能強化勘定は、金融機能強化法に基づく株式等の引受け等に係る整理回収機構への貸付け等の業務を経理することとされている。金融機能強化勘定の資金は、政府保証による民間金融機関等からの借入れ又は預金保険機構債の発行で賄うことができることとされている。

#### ② 政府保証付借入れ等の残高

金融機能強化勘定の借入金等の残高は、平成22年9月末で3,490億円（民間金融機関等借入金690億円、預金保険機構債2,800億円）となっている。

（注）金融機関等経営基盤強化勘定（組織再編成促進特別措置法に基づく優先株式等の引受け等に係る整理回収機構への貸付け等の

業務を経理）は平成16年度末に廃止され、同勘定の借入金残高60億円は金融機能強化勘定に引き継がれた。

（注）預金保険機構の各勘定の政府保証及び借入金等の状況については〔参考Ⅲ〕参照。

○ 公的資本増強行に対する取組み

1. 金融機能早期健全化法等に基づく経営健全化計画に係るフォローアップ

- ・ 平成22年3月期の経営健全化計画の履行状況報告が、平成22年6月30日に公表された。

（注）上記公表資料については〔参考Ⅳ－1－1〕参照。

- ・ 公的資本増強行のうち新生銀行については、平成22年3月期の当期利益が経営健全化計画対比で大幅に下振れし、特にその主因となった、不動産関連投融資等に係る多額の損失についてはリスク管理に改善すべき点があったものと認められた。

このため、金融機能早期健全化法第20条第2項に定めるところにより、経営健全化計画の履行を確保するための措置を講ずる必要があると認められたことから、同項及び銀行法第26条第1項に基づき、平成22年6月30日に業務改善命令を発出した。

（注）上記公表資料については〔参考Ⅳ－1－2〕参照。

- ・ 上記の業務改善命令を受けた新生銀行については、当該命令に基づき提出された業務改善計画の内容を織り込んだ新しい経営健全化計画が平成22年10月22日に公表された。

（注）上記公表資料については〔参考Ⅳ－1－3〕参照。

2. 金融機能強化法に基づく経営強化計画に係るフォローアップ

- ・ 金融機能強化法（改正法及び旧法）に基づき資本参加を行った13金融機関から提出された平成22年3月期の経営強化計画の履行状況報告が、平成22年7月30日に公表された。

（注）経営強化計画の履行状況報告の概要については〔参考Ⅳ－2〕参照。